

京都市消防局訓令乙第10号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月19日

京都市消防局長 荒木 俊晴

別表備考以外の部分中

「

常	用	手	袋
作	業	手	袋

を

「

常	用	手	袋
防	火	手	袋
作	業	手	袋

に
」

改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(消防局総務部施設課)